

司法院釈字第454号（1998年5月22日）*

争 点

国民の入国停留、居留及び戸籍登録に関する要点の許可、取消、出国等の規定は違憲か。

（國人入境停留居留及戸籍登記要點之否准、撤銷、離境等規定違憲？）

キーワード

居住及び移転の自由（居住及遷徒之自由）、戸籍、居留、退去強制（限期離境）

解釈文：憲法第十条において人民は居住及び移転の自由を有すると規定しているが、その主旨は人民（＝国民）が自由に居住場所を設け、移転、旅行及び出国または入国を含む権利を有することを保障するためのものである。よって、人民の上述した自由または権利を制限する場合は、憲法第二十三条が定めるところと必要程度に合致しているうえで、これを法律で定めなければならない。中華民国八十三（1994）年四月二十日

行政院台内字第一三五五七号通達により修正認可された「国民の入国短期停留、長期居留及び戸籍登録の作業要点」第七点は（即ち八十二（1993）年六月十八日行政院台内字第二〇〇七七号通達により修正認定した同作業要点第六点）、台湾地区における無戸籍国民の台湾地区での長期居留の申請に関する不許可、許可の取消、およびその戸籍の取消または消去、ならびに所定期限内での強制退去について定めた当該規定は、人民

*翻訳者：吳煌宗・吳厚子

の居住及び移転の自由に対する重大な制限であり、法律或いは法律による明確な授権の根拠があつて然るべきである。その中の第一項第三号及び第二項の関連規定については国家安全法等の特別法を執行するために必要とされるもの以外は、その他各号及び第二項戸籍登録の関連規定、第三項が所定する期限内の退去強制に関する規定のこれらすべてが前掲した憲法の趣旨と合致していないことから、本解釈の公布日より、遅くとも一年を満期としその効力を失うものとすべきである。中国大陆及び香港澳门地区に居住するこれまで台湾地区に戸籍を設けたことのない国民が台湾地区にて居留及び戸籍を設ける申請をおこなうことに関しては、各関連法に規定を設けている場合には、その規定に従うことになることを、ここに併せて指明しておく。

解釈理由書：憲法第十条において人民は居住及び移転の自由を有すると規定しているが、その主旨は人民（＝国民）が自由に居住場所を設け、移転、旅行及び出国

または入国を含む権利を有することを保障するためのものである。よって、国民の入国、居住の権利に対しては、むろん規範の対象は、台湾地区に戸籍がある国民、国外または香港澳门等の地区に居住する国民、及びその受けた制限の程度による合理的差別の規範は許容されることになるが、憲法第二三条が定めるところと必要程度に合致しているうえで、然る法律によりこれを定めるか、あるいは立法機関の明確な授権を経たのちに行政機関によってこれを命令で定めなければならない。六二（1973）年七月十七日改正公布した戸籍法第八条は：「国外または香港澳门等の地区に居住する国民の戸籍の登録方法は、内政部（＝内務省）と外交省（＝外務省）と僑務委員会（＝在外邦人省）との合同によりこれを定める。」（既に削除）と規定しているが、実質上は立法機関が必要状況に基づき行政機関に授権し、戸籍登録の事項について補充の規定を定めるものである。行政機関がこれにより定めた行政命令は、授権の目的及び範囲を遵守すべきであり、母法

への抵触或いは人民の権利に対して法律にない制限を増加することはあってはならない。ただし、内政部は前掲した授権によりその方法を定めていないし、また立法院（＝国会）の査察に送呈していない。八二（1993）年六月十八行政院台内字第二〇〇七七号通達により修正認可し、同年六月二六日実施した「国民の入国短期停留、長期居留及び戸籍登録の作業要点」第六点第一項は、「台湾地区で長期居留または戸籍の登録を申請することができる国民で、左記状況のひとつにあるものには、その許可を与えず、またその居留許可及びその所定期限内の強制退去を取り消さなければならない。

（一）国家安全または社会安定を妨害する重大な容疑が十分にあると思われる事実のあるもの、

（二）かつて犯罪歴があるもの、

（三）許可なしに入国したもの、

（四）偽造、変造による証明または他人の身分偽称による不正申請またはそれによる入国のもの、

（五）相手方を通して虚偽の結婚または養子縁組が十分に為されたと思われる事実のあるもの」と規定

定している。同点第二項は、「前項各号の人民がもしも既に戸籍登録が済んでいるのであれば、これを取り消し、所定の期限内で強制退去させることができる。」八十三（1994）年四月二十日行政院台内字第一三五五七号通達により修正認可され、同年五月十三日より実施された同作業要点の第七点第一項は、「台湾地区の無戸籍国民の台湾地区での長期居留の申請にあたっては、左記状況のひとつにあるものは、許可を与えられない。（一）国家安全または社会安定を妨害する重大な容疑が十分にあると思われる事実のあるもの、（二）かつて犯罪歴があるもの、（三）許可なしに入国したもの、（四）偽造、変造した証明または他人の身分偽称により不正申請またはそれによる入国のもの、（五）かつて他人の不法出入国に協力し、または他人の不法出入国のために身分証明を提供したものの、（六）相手方を通して虚偽の結婚または養子縁組が十分に為されたと思われる事実のあるもの、（七）身体検査の不合格者、（八）かつて許可された目的とは

異なる活動または仕事に従事したもの、（九）かつて滞在期間を超えて停留したもの。」同点第二号は、「台湾地区の無戸籍国民が台湾地区の戸籍登録を申請するときは、前項第一号から第六号に至る状況のひとつにあたるものは、許可を与えられない。ただし、第六点第一項第二号から第五号に至るまでの申請者は、この限りでない。」同点第三号は、「第一項第一号から第七号に至るまで及び前項の許可が与えられない状況を有する人民は、受けた許可を内政部警政署入出境管理局（以下境管局と略称）により取り消し、また既に戸籍登録を終えている場合には、境管局により戸籍行政官庁に連絡しその戸籍を取り消すかまたは消去される。既に軍営に入り兵役に服している場合は、境管局により徵集した元戸籍行政官庁に連絡して、それにより国防部（＝国防省）に報告しその徵集を解除すると同時に、所定の期限内において強制退去させる。」同点第四号は、「第一項第八号及び第九号の場合には、その長期居留の不許可期間はその出国の日から一年とす

る。」現行作業要点第七点の所謂「台湾地区的無国籍民」とは、同作業要点第三項によると、それは（一）中国大陸及び香港澳門地区に居住するかつて台湾地区に戸籍を設けたことのない国民、（二）わが国の国籍を取得したものを目指す。同作業要点第七点第一項第三号及び第二項の規定は入国の許可が与えられてはいないものの長期居留及び戸籍登録の申請に対して許可を与えないわけにはいかないとすることは、国家安全法第三条第一項の規定を執行するために必要なものであり、台湾地区及び中国大陸地区人民関係条例第十条第一項、香港澳門関係条例第十一條、第十二条の規定の趣旨にも合致し、憲法にはなおも抵触するものではない。また第七点第一項第一号、第二号、第四号から第九号に至るまでの状況は、すべて法律または法律授權の依拠が欠如しており、直ちに行政命令で国民の居住及び移転の自由を制限するものであり、同点第二項の戸籍登録関連規定及び第三項の所定の期限内における強制退去に関する規定は、台湾地区及び中国大陸地区人

民關係条例第十四条、香港澳門關係条例第十四条において強制出国の規定を設けている以外に、同作業要点の前掲した規定が台湾地区の無国籍民に対して一律に適用されるとする点も、法律の依拠が欠如しているに属し、憲法が保障する人民の居住及び移転の趣旨と合致していないことから、本解釈の公布日より、遅くとも一年を満期としその効力を失うものとすべきである。中国大陆及び香港澳門地区に居住するかつて台湾地区に戸籍を設けたことのない国民が台湾地区にて居留及び戸籍を設ける申請をおこなうことに関しては、各関連法に規定を設けている場合は、その規定に従うことになることを、ここに併せて指明しておく。

本解釈は、孫森焱大法官による補充意見書がある。

